

播磨町公共施設等総合管理計画

第 3 版

令和 6 年 3 月

(2 0 2 4 年 3 月)

播 磨 町

目 次

序 章	まえがき.....	1
第1章	計画策定の背景と目的.....	2
1.1	背景と目的	2
1.2	計画の位置づけ.....	2
1.3	対象施設	3
1.4	改訂の概要	4
第2章	公共施設等の現状と課題.....	5
2.1	公共建築物の現状と課題.....	5
2.2	インフラ資産の現状と課題.....	9
第3章	人口・ニーズの現状と課題.....	11
3.1	人口とニーズ.....	11
3.2	人口と公共施設（学校教育施設等除く）	13
3.3	年少人口と学校教育施設等.....	14
第4章	財政の現状と課題.....	15
4.1	財政の現状と課題.....	15
第5章	維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	16
5.1	公共建築物の維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	16
5.2	インフラ資産の維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	17
5.3	維持管理・更新等に係る経費の整理.....	18
第6章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	19
6.1	計画策定年度及び改訂年度、計画期間.....	19
6.2	取組体制と情報管理・共有方策.....	19
6.3	現状や課題に関する基本認識.....	19
6.4	公共施設等管理に関する基本方針.....	21
6.5	公共施設等管理の実施方針.....	22
6.6	施設保有量について.....	24
第7章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	25
7.1	建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本的な方針.....	25
7.2	インフラ資産の管理に関する基本的な方針.....	31

基礎データの集計基準日は、令和5年（2023年）10月1日
（国勢調査人口は令和2年（2020年）調査による）

この計画は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第 75 号 平成 26 年 4 月 22 日）で示された「指針」に準拠し、あわせて「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として策定した本町の「公共施設等総合管理計画」であります。

本町においては、長期的展望において人口構成は少子高齢化がさらに進展し、これに伴い歳入の減少が予測されます。

一方、公共施設等（公民館、図書館、庁舎、校舎等の「ハコモノ」資産、道路、橋りょう、上下水道等の「インフラ」資産）は、時間の経過とともに徐々に老朽化し、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等に要する費用は、膨大なものとなる見込みであります。

歳入の減少と費用の増加という、両立することのきわめて困難な課題に対し、どのように対処していくべきかを企画するのがこの計画の目的であります。

計画策定にあたっては、「公共施設等の現状と課題」「更新等に係る経費の見込み」「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」及び「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」等について、上記指針にのっとり記述しています。

第1章 計画策定の背景と目的

1.1 背景と目的

播磨町（以下「本町」という。）では、昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期において人工島が造成され企業立地を推進してきました。また、交通至便地としての地理的条件も相まって人口が急増し、それに伴う様々な行政需要に対応するため多くの公共施設（学校園、公民館、コミュニティセンター、スポーツ施設、庁舎など）やインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）を国や県からの補助金や地方債（借入金）を主な財源として整備してきました。

また、その後の阪神淡路大震災など大規模災害の経験から、災害対策における公共施設の重要性を再認識し、必要な耐震化工事も優先的に進めてきました。

しかし、これらの人口急増期に建設した公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）は、建設後40年近くが経過し、順次、大規模改修時期を迎えていることから、多額の改修費用が必要となってきています。

また、現状では人口が平成10年(1998年)をピークに微減傾向に転じるとともに、児童生徒数は昭和59年(1984年)のピーク時に比べ約60%にまで減少しています。さらに、生産年齢人口（15～64歳）及び構成割合が減少する一方、老年人口（65歳以上）及び割合は増加しています。このような人口減少と少子高齢化の傾向は、今後も進むと予測されることから、あらためて公共施設等の在り方を検討する必要があります。

一方、財政面では長期的な経済の低迷等による町税収入の伸び悩みと、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の経費の増大などにより財政の硬直化が進んでいます。

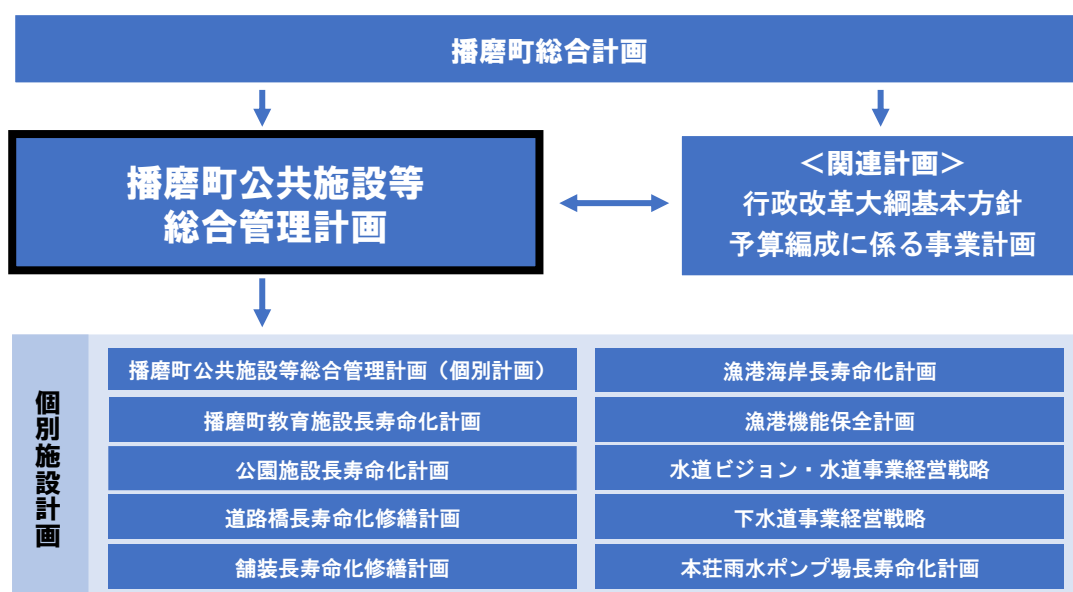
そのため、固定費ともいえる公共施設の維持管理費や今後集中すると予想される大規模改修や更新費用をいかに適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっています。

このような本町を取り巻く多くの課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形作るために公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）の見直しを行うものであります。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、本町における公共施設等の更新等に関する基本的な方針を示すものと位置づけ、上位計画である「播磨町総合計画」の下、総合計画に係る実施計画や予算編成時の事業計画と連携・調整を図りながら計画を推進します。

また、インフラ資産の長寿命化計画や公共施設の個別計画等と調整しながら、必要に応じて見直しを進めるものとします。



1.3 対象施設

本計画の対象は、本町が保有する全ての公共施設及びインフラ資産とし、次の「図表1」のとおり類型別に分類しています。

図表1 対象とする施設分類（機能別分類）

区分1	大分類	中分類
公共施設 建築物	市民文化系施設	集会施設
	社会教育系施設	図書館、博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
	子育て支援施設	幼稚園・認定こども園、幼児・児童施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設、保健施設
	医療施設	医療施設
	行政系施設	庁舎等、消防施設
	公営住宅	公営住宅
	公園	公園（建築物）
	供給処理施設	供給処理施設
インフラ 資産	道路	
	橋りょう	
	上水道施設	上水道施設
	下水道施設	下水道施設
	漁港	漁港施設
	公園施設（遊具・工作物）	公園施設（遊具・工作物）

※分類は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（財団法人自治総合センター H23. 3）」に記載された用途分類を参考としています。

1.4 改訂の概要

1.4.1 改訂履歴

これまでの改訂の履歴は、以下のとおりです。

版数	発行年月	改訂履歴
第1版	平成29（2017）年 3月	・初版発行
第2版	令和4（2022）年 3月	・第2～4章において、初版発行以降の公共施設等の状況や動向を追記 ・第5章の維持管理・更新等に係る経費の見込みにおいて、個別計画等の内容を反映 ・第6章において、計画期間及び方針を変更（充実化） ・第7章において、個別計画等の内容を反映
第3版	令和6（2024）年 3月	・第2～4章において、第2版発行以降の公共施設等の状況や動向を追記 ・第5章の維持管理・更新等に係る経費の見込みにおいて、個別計画等の内容を反映 ・第6章において、計画期間及び方針を変更（充実化） ・第7章において、個別計画等の内容を反映

1.4.2 第3版改訂の要点

第3版の改定にあたっては、主に以下の点を変更しました。

① 計画期間

変更箇所	6.1 計画策定年度及び改訂年度、計画期間
変更概要	計画期間を令和6年（2024年）度から令和35年（2053年）度へ変更しました。

② 庁舎の方針

変更箇所	7.1.9 行政系施設 方針
変更概要	以前から問題となっていた庁舎内のスペース確保について、部署レイアウトの見直し等による改修を検討してきましたが、増築等の必要性があることから「建て替えを含めた庁舎のあり方検討」を行っていくこととしました。

③ 維持管理・更新等に係る経費の見込み

変更箇所	第5章
変更概要	公共建築物の今後30年間の維持管理・更新等に係る経費について、個別計画や庁舎の方針変更を踏まえた算出を行いました。 インフラ資産の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、個別計画を踏まえた算出を行いました。特に上水道整備費について、新規に個別計画の内容を反映しました。

第2章 公共施設等の現状と課題

2.1 公共建築物の現状と課題

対象となる公共施設の類型別の延べ床面積を「図表2」に示しています。

なお、分類にあたり棟別、年度別に調査集計していますが、50 m²以下の小規模施設（棟）については対象外としています。

本町が保有する公共施設の延べ床面積は、合計で87,340 m²となっています。

図表2 対象となる建築物の延べ床面積（単位：m²）（令和5年3月末現在）

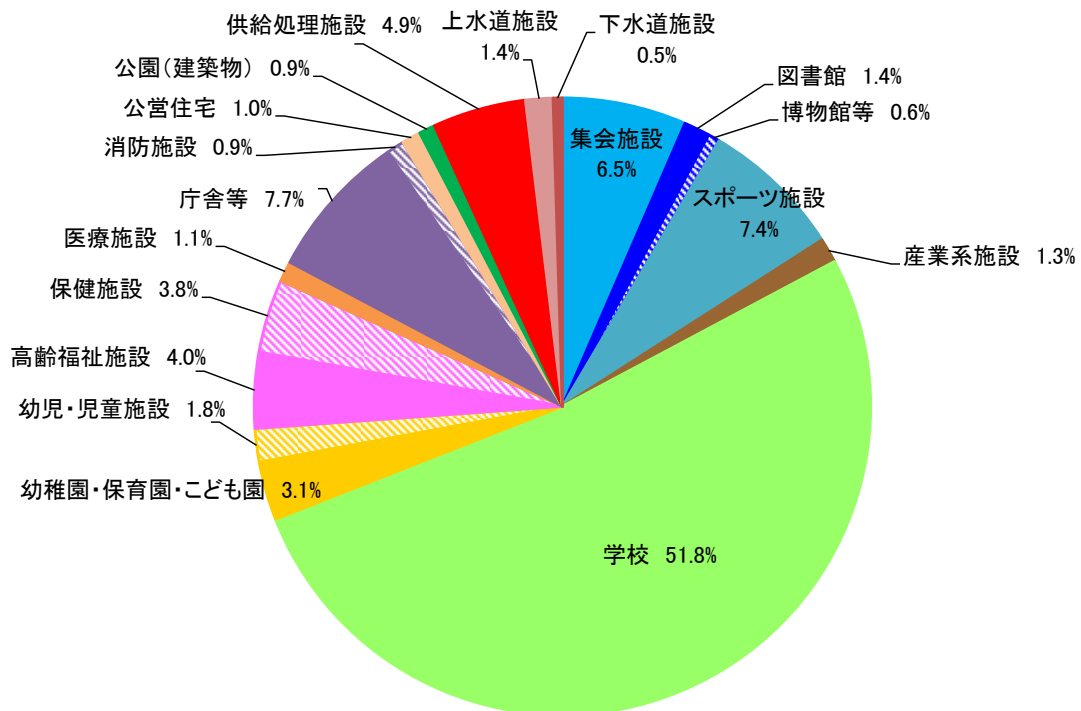
大分類	中分類	建物名	延床面積
市民文化系施設	集会施設	中央公民館及び付属棟	2,057
		東部コミュニティセンター	588
		野添コミュニティセンター	877
		南部コミュニティセンター	1,175
		西部コミュニティセンター	989
社会教育系施設	図書館	図書館	1,185
	博物館等	郷土資料館	541
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館及び付属棟2棟	3,414
		はりまシーサイドドーム	2,978
		秋ヶ池運動場管理棟	110
産業系施設	産業系施設	ゆうあいプラザ	1,126
学校教育系施設	学校	播磨小学校	7,875
		蓮池小学校	7,451
		播磨西小学校	6,184
		播磨南小学校	6,901
		播磨中学校	8,328
		播磨南中学校	8,524
子育て支援施設	幼稚園、認定こども園	播磨幼稚園	1,186
		蓮池幼稚園	755
		播磨西こども園	730
	幼児・児童施設	播磨小学校第1学童保育所	130
		蓮池小学校学童保育所（3棟）	323
		播磨西小学校第1学童保育所	91
		播磨南小学校学童保育所	313
		北部子育て支援センター	402
		南部子育て支援センター	276
保健・福祉施設	高齢福祉施設	福祉会館	1,215
		デイサービスセンター	1,380
		福祉しあわせセンター	865
	保健施設	健康いきいきセンター	3,362
医療施設	医療施設	セフレ播磨メディカルフロア	936
行政系施設	庁舎等	役場第1庁舎	4,747
		役場第2庁舎	1,847
		第2庁舎公用車庫	112
	消防施設	加古川市東消防署播磨分署	814

大分類	中分類	建物名	延床面積
公営住宅	公営住宅	町営住宅	867
公園	公園（建築物）	であい公園パークセンター	184
		石ヶ池公園パークセンター	345
		蓮生庵	135
		望海公園管理棟	79
供給処理施設	供給処理施設	塵芥処理センター	3,207
		播磨町可燃ごみ中継センター	1,068
道路			－
橋りょう			－
上水道施設	上水道施設	第3浄水場	827
		第2配水池	86
		第3配水池	337
下水道施設	下水道施設	本荘雨水ポンプ場	422
漁港	漁港施設		－
公園施設 （遊具・工作物）	公園施設 （遊具・工作物）		－
合 計 (㎡) ※			87,340

※小数点以下の数値により、合計値は一致しない。

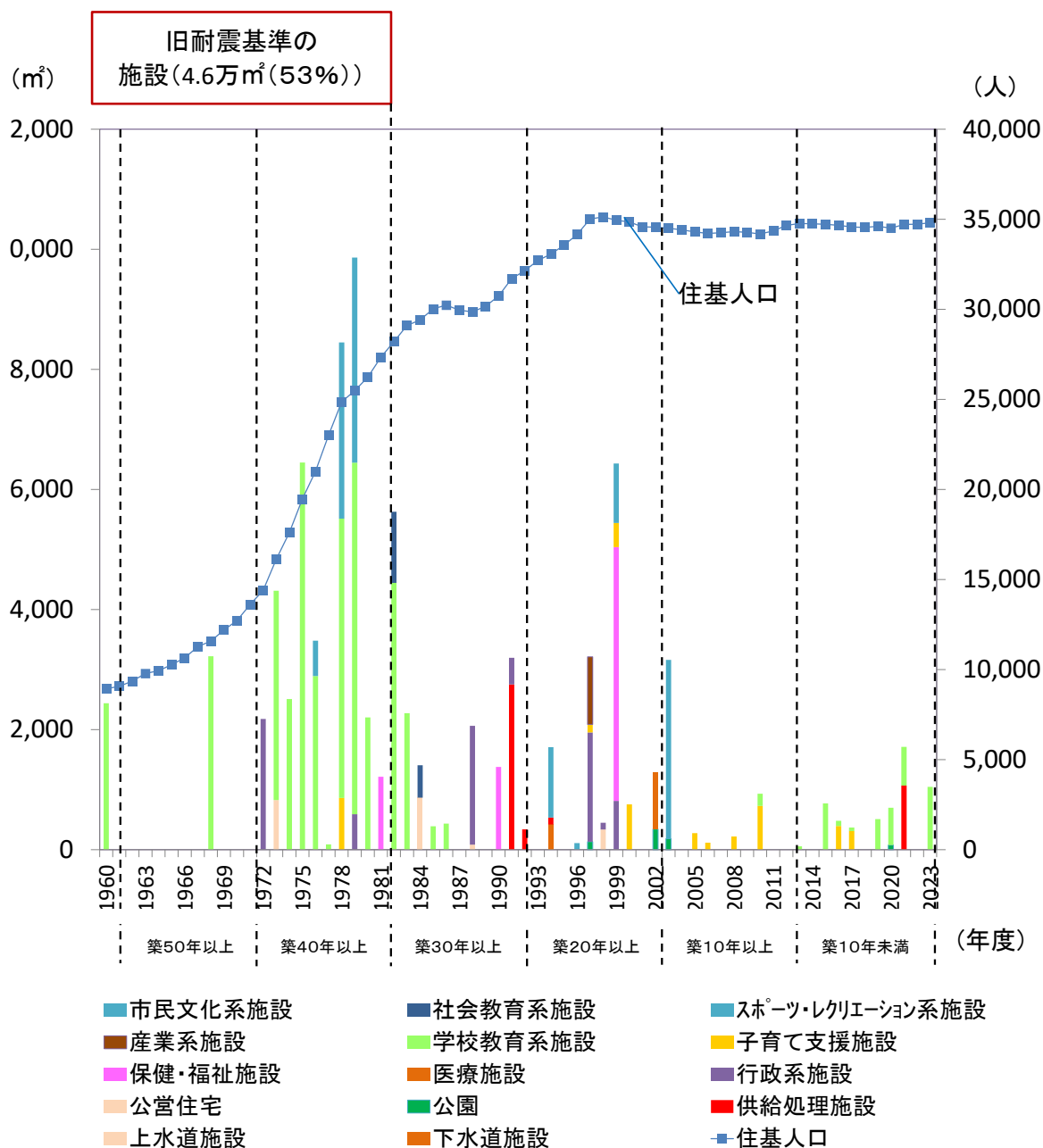
延べ床面積の類型別構成割合を「図表3」に示していますが、学校が半数を占めており、続いて庁舎等、スポーツ施設、集会施設となっています。

図表3 延べ床面積の類型別構成割合



対象施設の建築年ごとの類型別延べ床面積及び住民基本台帳人口について、「図表4」に示しています。

図表4 年度別整備延床面積



人口は、1970年（S45）頃から1986年（S61）頃にかけて急激に人口が増加しており、それに伴い公共施設の建設が1972年（S47）から1986年（S61）に集中しています。これらの施設は建築後30年から40年以上が経過してきており、老朽化対策や時代のニーズに沿った大規模改修や更新が必要となってきています。

また、1981年（S56）以前に建築された旧耐震基準の施設は全体の約53%を占めています。
※「S」は昭和、「H」は平成、「R」は令和の略となっています。

建築物の老朽化度合いを把握するため「図表５」のとおり「有形固定資産減価償却率」※を用いて施設分類別に状況を確認します。なお、「有形固定資産減価償却率」は有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。値は100%に近いほど償却が進んでおり、総合体育館が86.1%と比較的高くなっています。

※有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。なお、公共施設等の有形固定資産減価償却率は以下の計算式で表しています。

有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／有形固定資産額（再調達価額）

図表５ 公共建築物の有形固定資産減価償却率

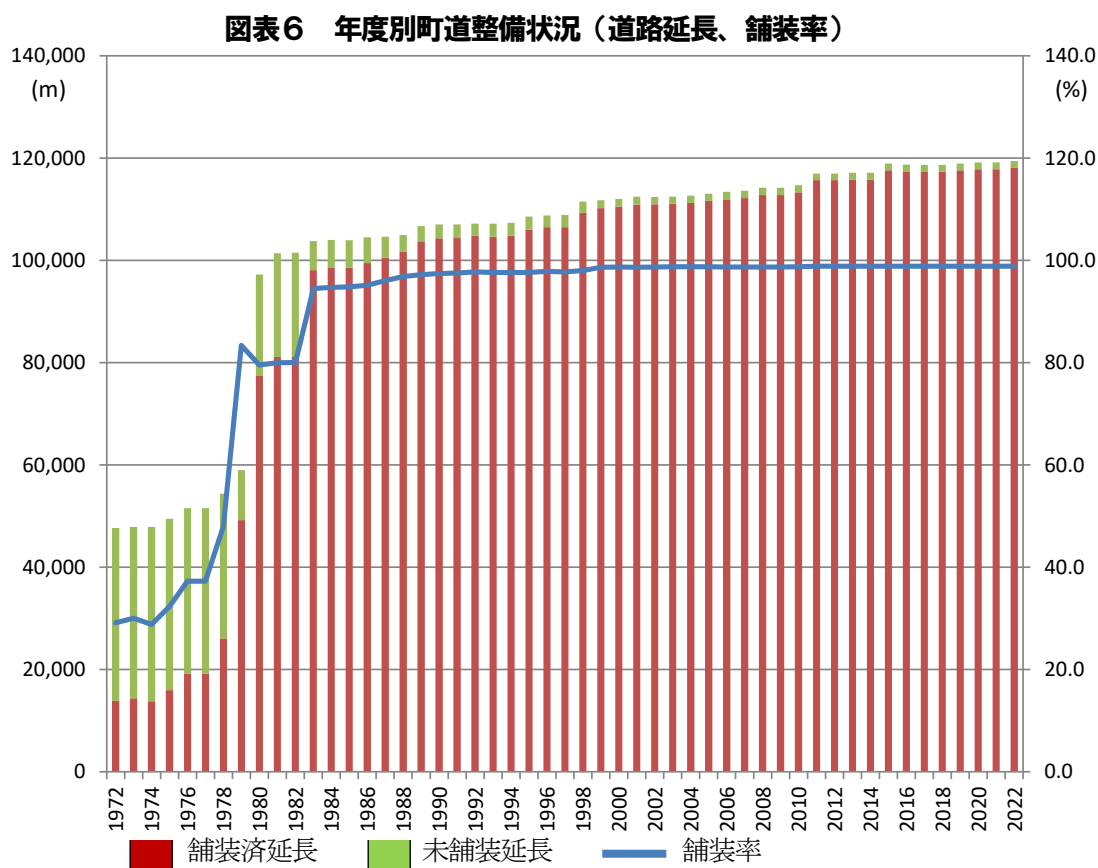
施設	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産額 (千円)	有形固定資産減 価償却率 (%)
中央公民館・コミュニティセンター	1,323,562	2,215,451	59.7
図書館	300,492	429,983	69.9
総合体育館	803,037	932,578	86.1
学校施設	9,106,285	13,219,319	68.9
幼稚園	489,593	746,514	65.6
福祉施設	890,265	1,476,241	60.3
庁舎	1,149,301	1,547,488	74.3
消防施設	125,307	271,234	46.2
公営住宅	130,351	177,589	73.4
一般廃棄物処理施設	0	0	0.0

（総務課：令和３年度地方公会計の整備により得られるストック情報等に関する調査より）

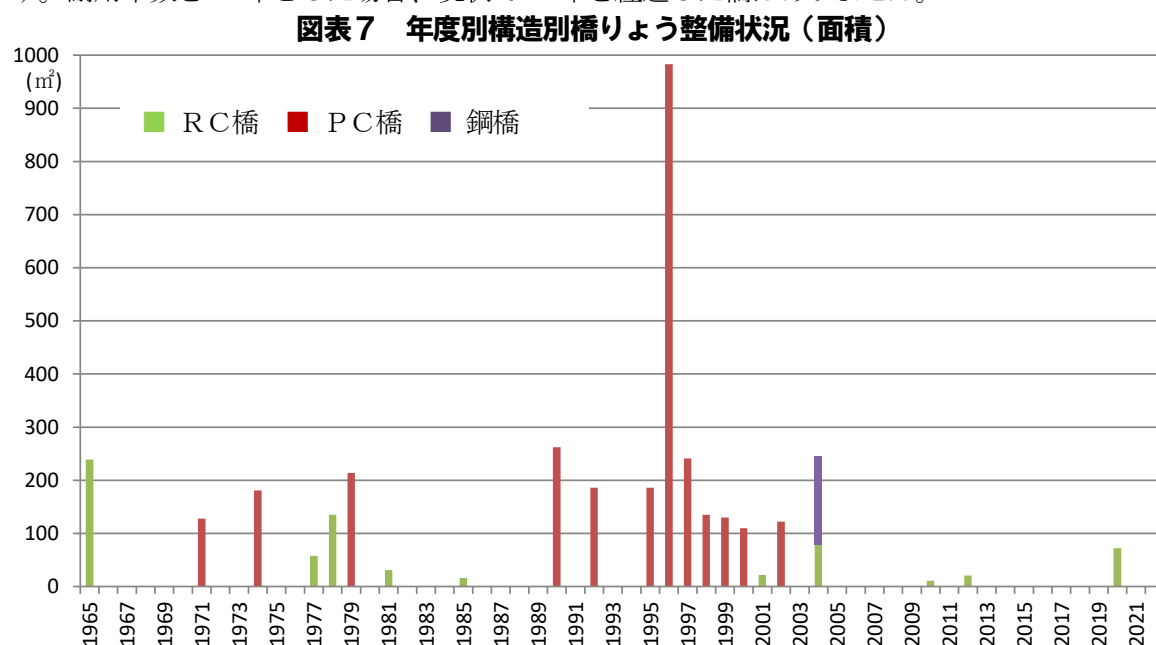
2.2 インフラ資産の現状と課題

インフラ資産としては、「土木系施設」として道路及び橋りょう、「企業会計施設」として上水道及び下水道として分類しています。

「図表6」は1972年（S47）から2022年（R4）までの町道の整備状況を示しています。1980年（S55）は、町道の再編成を実施したことから大幅に増加しています。

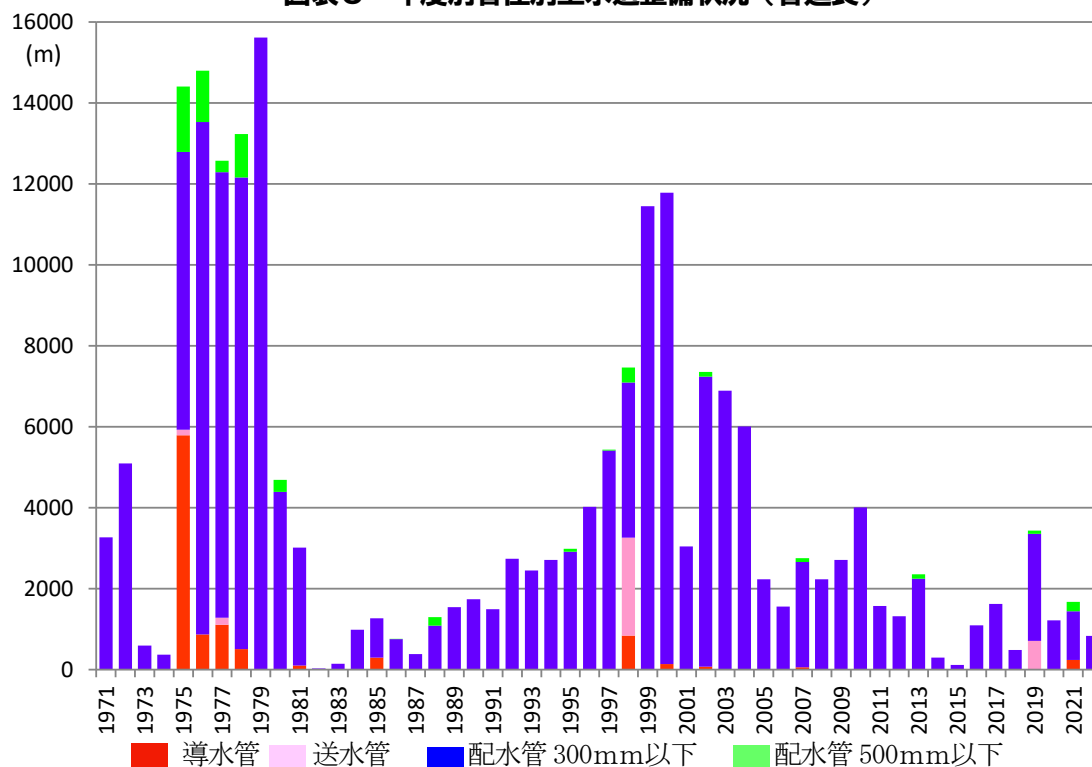


「図表7」は、1965年（S40）から2022年（R4）までの橋りょうの整備状況を示しています。耐用年数を60年とした場合、現状で60年を経過した橋はありません。



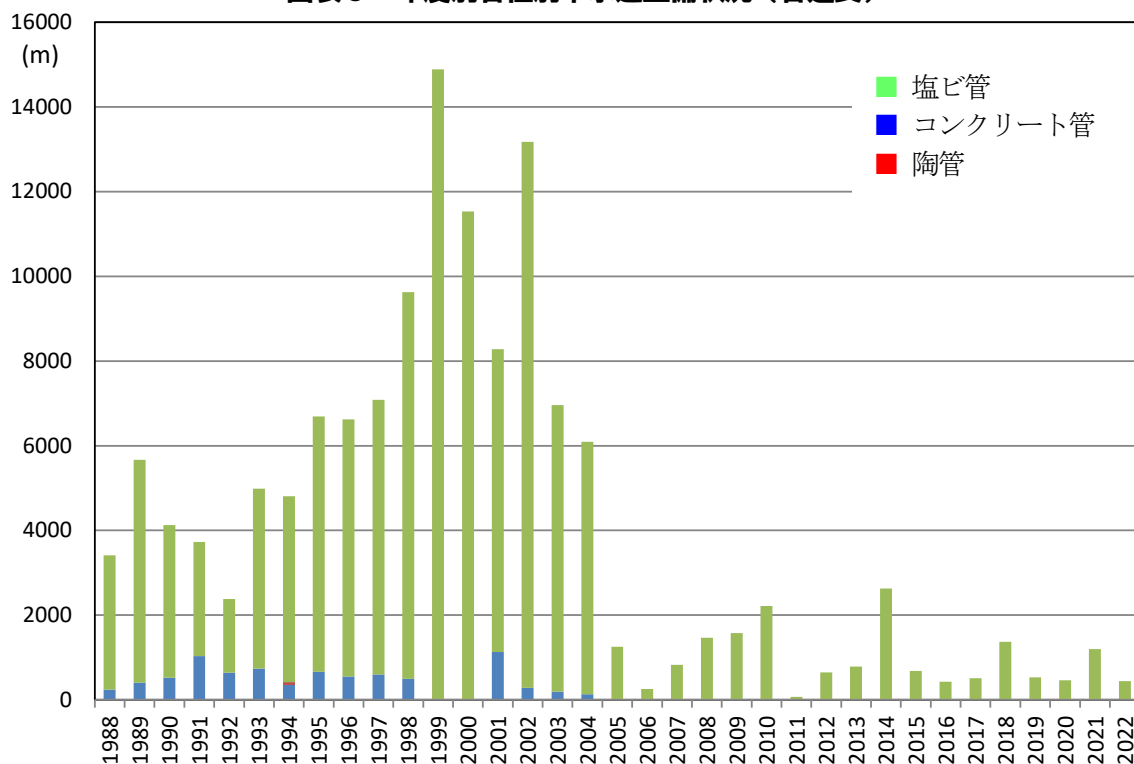
「図表8」は、1971年（S46）から2022年（R4）までの上水道の整備状況を示しています。1970年代創設当初と1988年（S63）以降の下水道整備に併行した整備が進められています。

図表8 年度別管径別上水道整備状況（管延長）



「図表9」は、1988年（S63）から2022年（R4）までの下水道の整備状況を示しています。1988年（S63）から2004年（H16）にかけて継続的に整備が行われています。

図表9 年度別管種別下水道整備状況（管延長）



第3章 人口・ニーズの現状と課題

3.1 人口とニーズ

「図表 10」から「図表 12」は、国勢調査による人口の実績と「播磨町人口ビジョン」による 2060 年（R42）までの推計です。

本町の人口は、昭和 40 年代から 50 年代にかけての高度経済成長期における工業専用地域となる人工島の造成と企業立地や交通至便地としての地理的条件から急激に増加し、住民基本台帳人口は 1998 年（H10）に 35,131 人、国勢調査では 2000 年（H12）に 33,766 人のピークをむかえ、その後、2015 年（H27）に一度増加しますが、減少傾向に転じています。

同様に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 1995 年（H7）の 24,294 人から減少に転じ、年少人口（15 歳未満）についても 1985 年（S60）に 7,921 人をピークに減少しています。

一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向が続いており、1965 年（S40）に総人口に占める割合が 5.8%であったものが、55 年後の 2020 年（R2）には、27.5%にまで達しています。

このように全国的な傾向である人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少が本町でも進行しています。

このような状況を踏まえ、国においては将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「まち・ひと・しごと創生法」等が制定され、取り組みが進められています。

本町においても人口・産業の分析と将来人口の推計・分析を踏まえた、将来（2060 年、R42）の展望（人口 3 万人）を記載した「播磨町人口ビジョン」を策定するとともに、今後 5 年間の基本目標や具体的な施策等を記載した「播磨町総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して取り組んでいます。

図表 10 人口と人口構成の推移（実績）「国勢調査」による

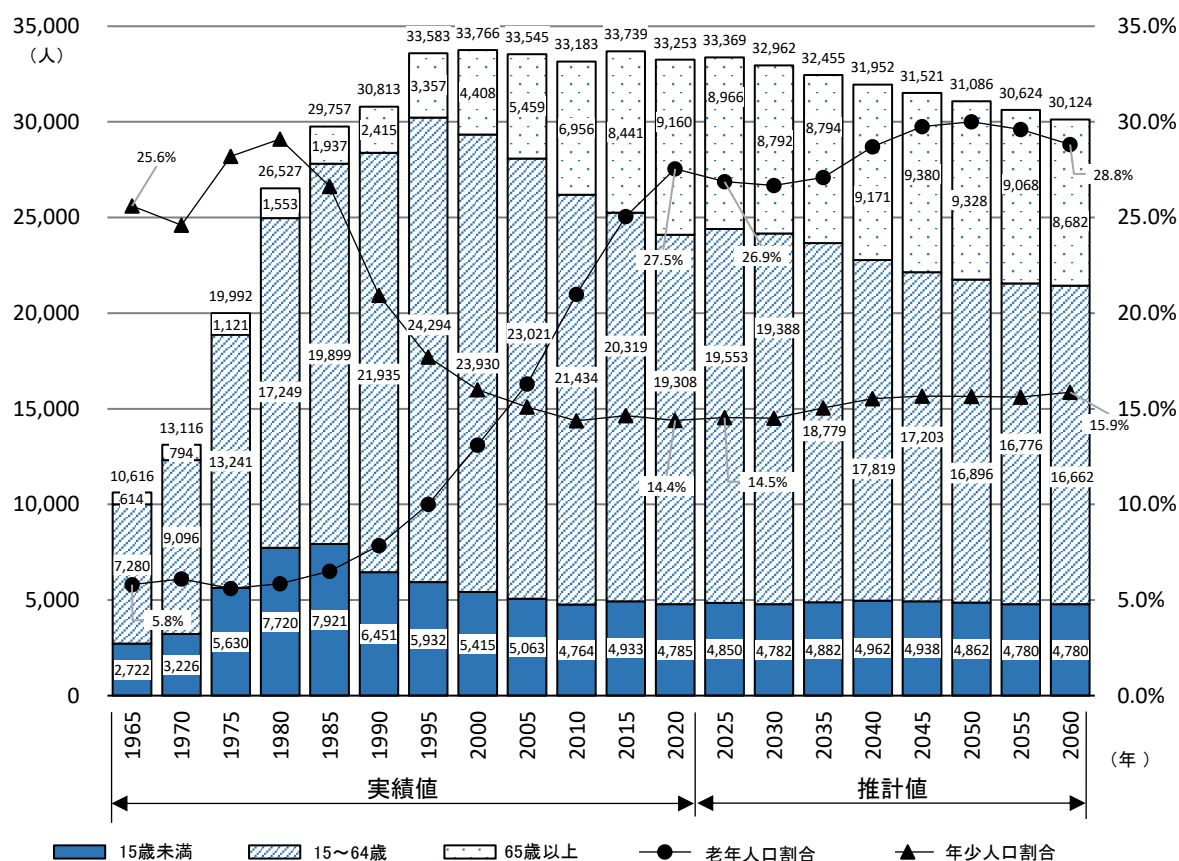
和暦 西暦	S40 1965	S45 1970	S50 1975	S55 1980	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020
老年人口構 成比	614 5.8%	794 6.1%	1,121 5.6%	1,553 5.9%	1,937 6.5%	2,415 7.8%	3,357 10.0%	4,408 13.1%	5,459 16.3%	6,956 21.0%	8,441 25.1%	9,160 27.5%
生産年齢人 口構成比	7,280 68.6%	9,096 69.4%	13,241 66.2%	17,249 65.0%	19,899 66.9%	21,935 71.2%	24,294 72.3%	23,930 70.9%	23,021 68.6%	21,434 64.6%	20,319 60.3%	19,308 58.1%
年少人口構 成比	2,722 25.6%	3,226 24.6%	5,630 28.2%	7,720 29.1%	7,921 26.6%	6,451 20.9%	5,932 17.7%	5,415 16.0%	5,063 15.1%	4,764 14.4%	4,933 14.6%	4,785 14.4%
総人口	10,616	13,116	19,992	26,522	29,757	30,801	33,583	33,753	33,543	33,154	33,693	33,253

（総人口に年齢不詳分は含まれていません。）

図表 11 人口と人口構成の推移（推計）「播磨町人口ビジョン」による

和暦 西暦	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050	R37 2055	R42 2060
老年人口 構成比	8,966 26.9%	8,792 26.7%	8,794 27.1%	9,171 28.7%	9,380 29.8%	9,328 30.0%	9,068 29.6%	8,682 28.8%
生産年齢人口 構成比	19,553 58.6%	19,388 58.8%	18,779 57.9%	17,819 55.8%	17,203 54.6%	16,896 54.4%	16,776 54.8%	16,662 55.3%
年少人口 構成比	4,850 14.5%	4,782 14.5%	4,882 15.0%	4,962 15.5%	4,938 15.7%	4,862 15.6%	4,780 15.6%	4,780 15.9%
総人口	33,369	32,962	32,455	31,952	31,521	31,086	30,624	30,124

図表 12 人口と人口構成の推移
(2020 までの実績と 2060 までの推計)



国勢調査による老年人口（65歳以上）（10月1日）

国勢調査による生産年齢人口（15歳～64歳）（10月1日）

国勢調査による年少人口（15歳未満）（10月1日）

なお、2025年以降は人口ビジョンによる将来推計（令和元年度見直し）

このように、今後、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいく中、住民ニーズも変化していくことが予想されることから、様々な変化に応じた住民ニーズを把握し、公共サービスのあり方も見直していく必要があります。

3.2 人口と公共施設（学校教育施設等除く）

「図表 13」には住民基本台帳人口と公共施設（学校教育系施設・子育て支援施設を除く）の延べ床面積の推移を示しています。

1969 年（S44）に開始された人工島の造成が 1972 年（S47）に完成し、それに呼応するように人口が急増しています。

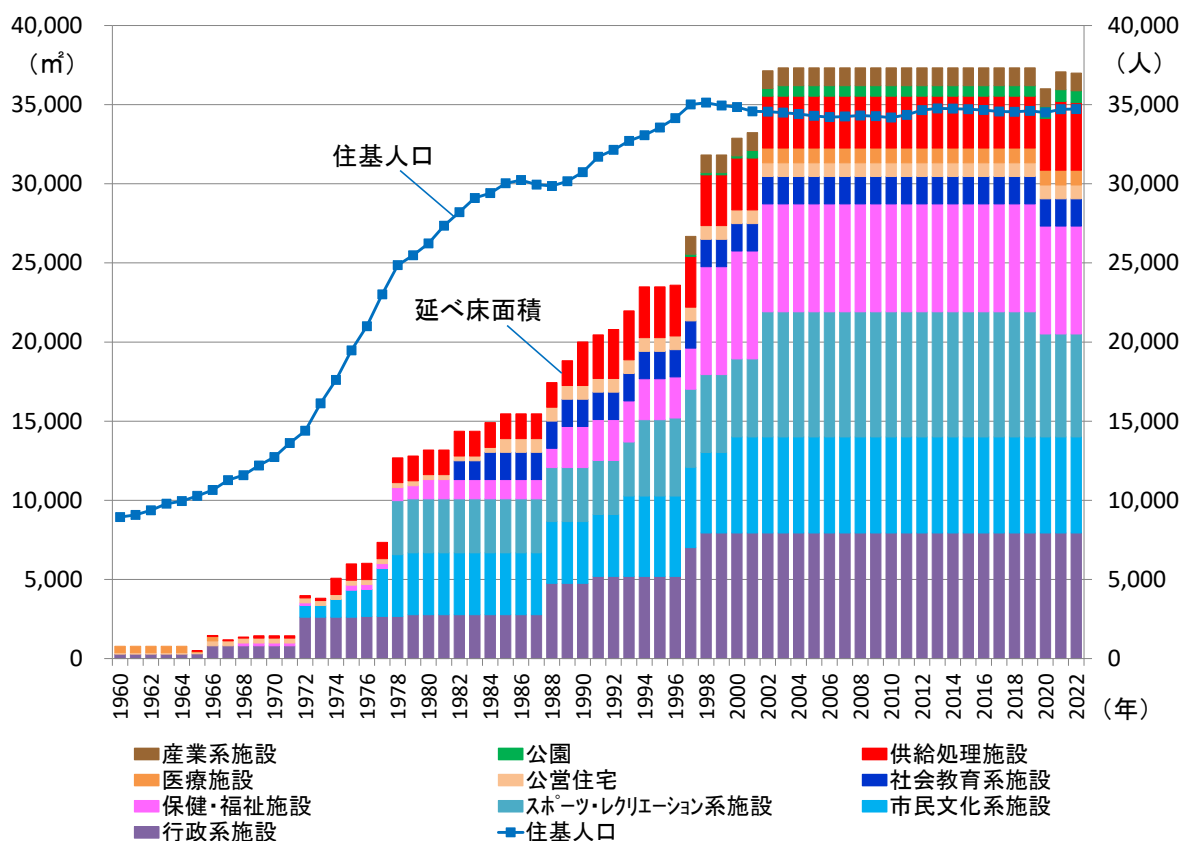
1972 年（S47）までの公共施設としては、庁舎と福祉センター、公営住宅、ごみ焼却場などがありましたが、人口急増と新たな行政需要に対処するため、1972 年（S47）の新庁舎をはじめ各分野の公共施設を整備してきました。

1974 年（S49）塵芥処理センター、1977 年（S52）中央公民館、1978 年（S53）野添コミュニティセンター、総合体育館、1980 年（S55）福祉会館、1982 年（S57）図書館などを整備しています。

現状では、市民文化系施設（中央公民館、4 コミセン）、社会教育系施設（図書館、郷土資料館）、スポーツ・レクリエーション系施設（総合体育館、はりまシーサイドドーム）、保健福祉系施設（福祉会館、デイサービスセンター、福祉しあわせセンター、健康いきいきセンター）、産業系施設（ゆうあいプラザ）、町営住宅、医療系施設（セフレ播磨メディカルフロア）、播磨町可燃ごみ中継センター、公園（蓮生庵、各公園パークセンター）、役場庁舎、加古川市東消防署播磨分署が主な公共施設となっています。

施設床面積については 2003 年（H15）以降、ほぼ横ばいでしたが、2020 年（R2）に播磨ふれあいの家を解体し、2021 年（R3）播磨町可燃ごみ中継センターの整備を行うなど、施設需要の変化に応じた量的質的に最適な配置を行っています。

**図表 13 住民基本台帳人口と公共施設の延べ床面積の推移
（学校教育・子育て支援・学童施設を除く）**



3.3 年少人口と学校教育施設等

「図表 14」には年少人口と児童生徒数及び学校教育系施設・子育て支援施設の延べ床面積の推移を示しています。

学校基本調査による園児・児童・生徒数は1984年（S59）に5,736人、その後は減少し、2020年（R2）には3,492人となり35年間で約60%にまで減少しています。

同様に、国勢調査による年少人口は、1985年（S60）に7,921人、2020年（R2）には4,785人と減少しています。

学校教育施設等は、1960年（S35）当時は、阿閉（あえ）小学校、阿閉中学校、阿閉幼稚園がありました。

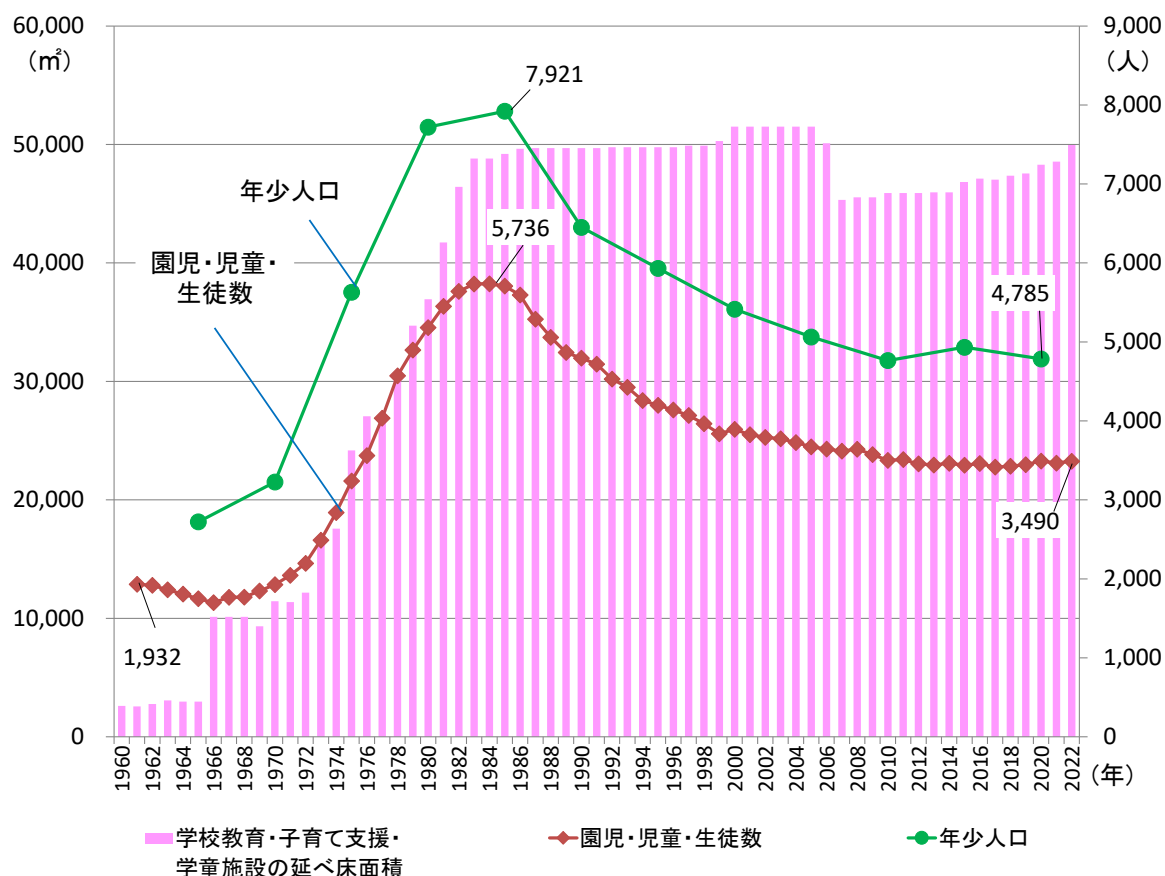
その後、人口増加にあわせ、1966年（S41）から既存施設の改築・増築が始まり、1972年（S47）には蓮池保育園を、1973年（S48）には蓮池小学校、蓮池幼稚園、1975年（S50）には播磨西小学校、播磨西幼稚園（現：播磨西こども園）、1978年（S53）には播磨南中学校、1981年（S56）には播磨北小学校、1982年（S57）には播磨南小学校と新たな学校園を整備してきました。

しかし、児童生徒数は1984年（S59）の5,736人をピークに、その後減少する中、大規模改造等により現有施設を利活用しながら、住民ニーズに対応し、1997年（H9）には蓮池小学校に学童施設を、1999年（H11）には北部子育て支援センターを、そして2000年（H12）からは幼稚園での3年保育を実施するなど子育て施策を展開してきました。

その後、児童生徒数減少への対応や行政改革の一環として、2006年（H18）には蓮池保育園を民間へ委譲し、2007年（H19）には播磨北小学校を廃校しました。

このように学校教育施設等については、現有施設の適正な維持管理と児童生徒数の増減への対応や少子化対策等のための施設の利活用を含め、今後も検討が必要です。

図表 14 年少人口、児童生徒数と学校教育系施設・子育て支援施設の延べ床面積の推移



第4章 財政の現状と課題

4.1 財政の現状と課題

財政の状況について、「図表 15」に 1993 年（H5）から 2022 年（R4）までの経常一般財源収入 A と経常的経費へ充当した一般財源 B の比較及び経常収支比率（ $B/A \times 100$ ）の推移を示しています。

町税や地方交付税、臨時財政対策債などの経常一般財源収入 A は、2022 年（R4）に最も高くなっています。しかし今後は、人口減少や高齢化の影響により税収の落ち込みが想定されることから、大幅な増収は困難と思われます。

一方、人件費や扶助費（社会保障費）、公債費（地方債の元利償還金）などの義務的経費を含む経常的経費に充当した一般財源経費 B は着実に増加しています。

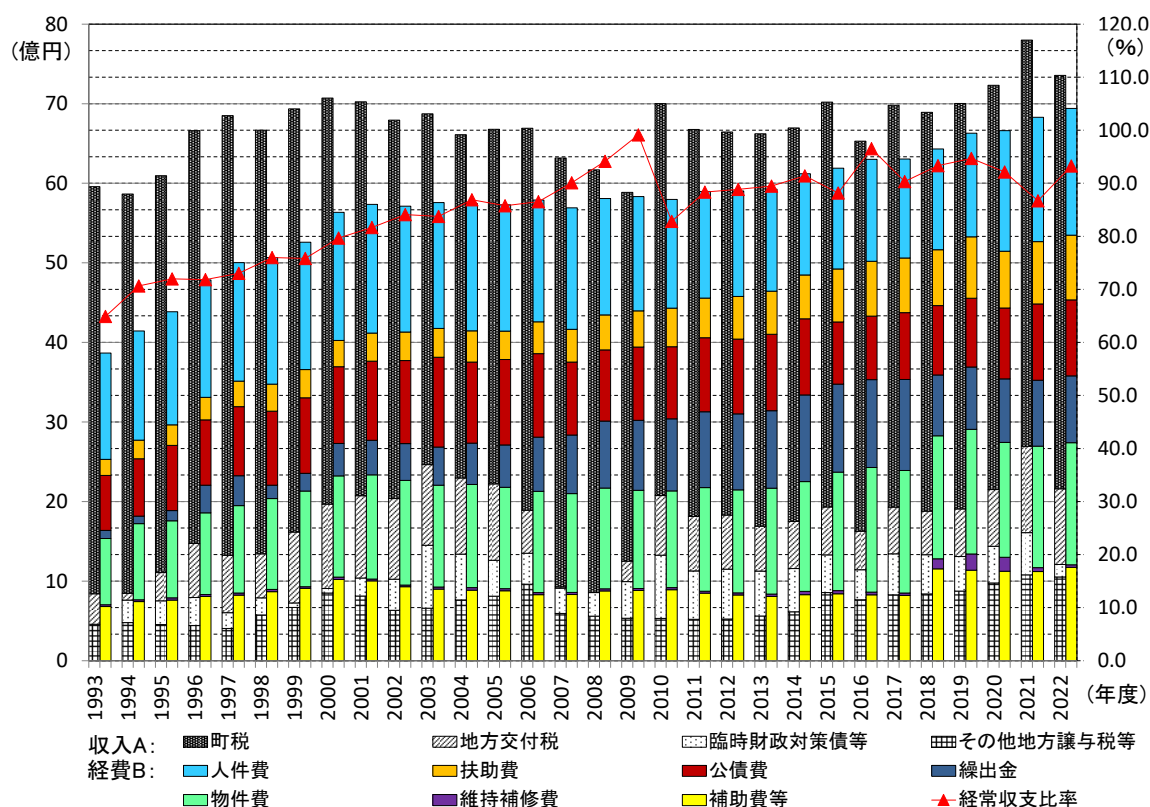
今後も、義務教育施設の改修のために借り入れた地方債の返済による公債費の増加、また少子・高齢化による扶助費や医療・介護関係特別会計への繰出金の増加、施設管理費などの物件費の増加により全体としては増加傾向が続くと思われます。

そのため、これら収支の比率である経常収支比率は、1993 年（H5）には 64.9%であったものが 2022 年（R4）には 93.3%まで上昇し、財政の硬直化が進捗しています。

この硬直化がさらに進めば、臨時的経費に充当できる一般財源に余裕がなくなり、今後必要となる公共施設の改修や更新費用に不足が生じることが見込まれます。

※経常収支比率：人件費や扶助費、公債費などの義務的な性格の経常経費 B に対して、町税や地方交付税、臨時財政対策債等の経常一般財源収入 A がどれだけ充当されたかを示す比率のことです。この比率が高いほど、財政が硬直化（柔軟性が低い）していることになります。

図表 15 収入 A（経常一般財源）と経費 B（経常的経費充当の一般財源）の比較及び経常収支比率（ $B/A \times 100$ ）の推移



第5章 維持管理・更新等に係る経費の見込み

5.1 公共建築物の維持管理・更新等に係る経費の見込み

本町が現在保有している公共建築物を今後も同規模で保有し続けた場合の将来的な費用を試算します。なお「図表 16」は、個別計画（各施設毎に維持管理の方針を定めた計画）において算出された更新費等を集計したものです。

試算においては、建築後 30 年で大規模改修を実施し、約 60 年で建替えると仮定した従来型（未対策）と、長寿命化改良を実施し、使用年数を約 80 年とした場合の費用を算出しています。

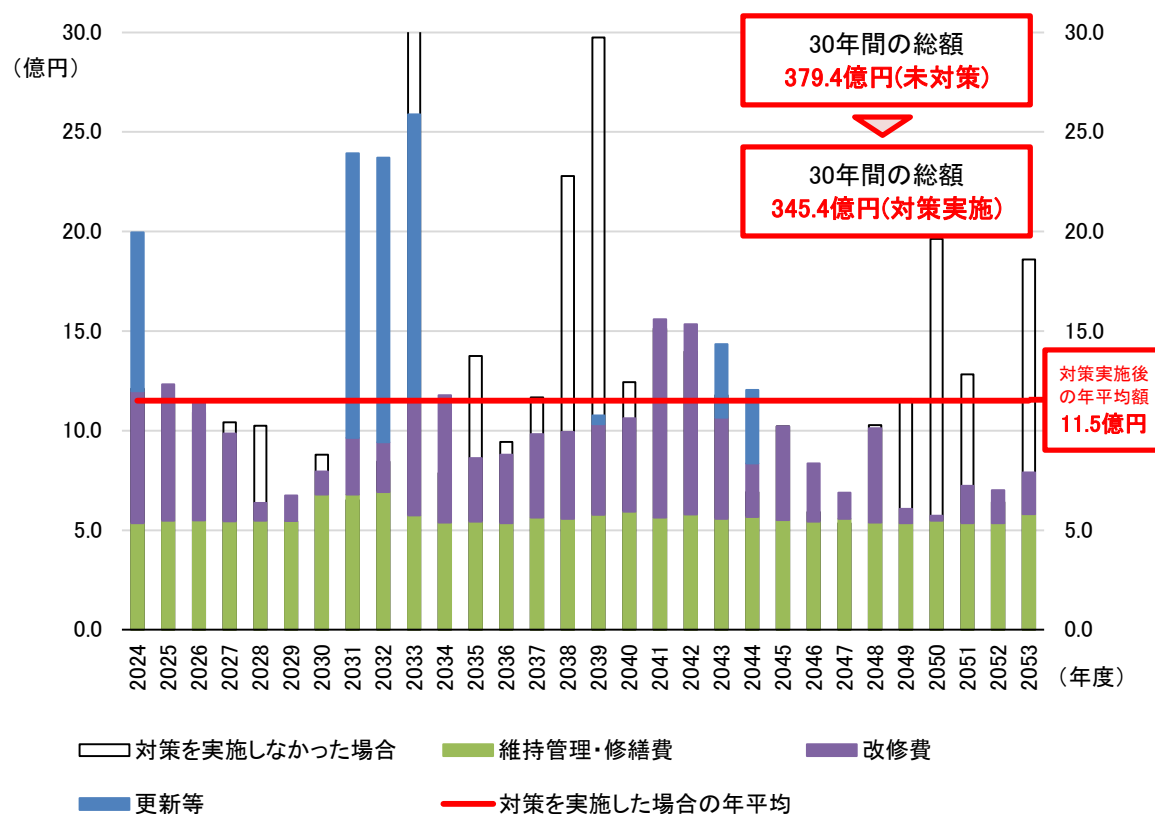
試算によると、2024 年（R6）から 2053 年（R35）までの 30 年間の従来型（未対策）の経費見込みは約 379.4 億円となり、年平均額は約 12.6 億円となります。

一方、長寿命化改良などの対策を実施した場合の経費見込みは約 345.4 億円、年平均額は約 11.5 億円となり、30 年間で約 34.0 億円の縮減が見込まれます。

ただし、30 年間の財政許容額は 313 億円と想定され、現在の試算結果と比べ 32.4 億円の不足が発生します。

※財政許容額は、総務課作成の「令和 5 年度収支見通し」を参考に設定しました。

図表 16 公共建築物の今後 30 年間（2053 年：R35 まで）の維持管理・更新等に係る経費



5.2 インフラ資産の維持管理・更新等に係る経費の見込み

インフラ資産についても、公共施設と同様に今後 30 年間の費用推計を行います。

「図表 17」には、現在、本町が保有しているインフラ資産の経費について、総務省が提供する「公共施設等更新費用ソフト」や個別計画をもとに試算した結果を示しています。

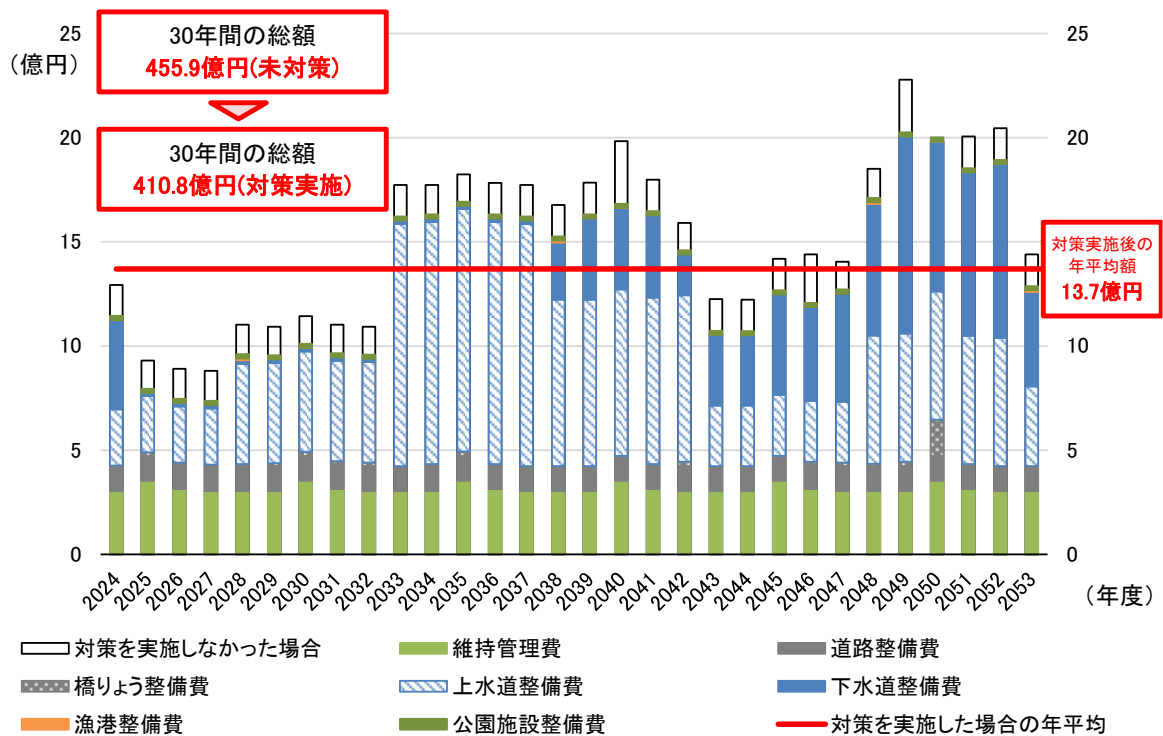
試算によると、2024 年（R6）から 2053 年（R35）までの 30 年間の従来型（未対策）の経費見込みは、約 455.9 億円となり、年平均額は約 15.2 億円となります。

一方、長寿命化改良などの対策を実施した場合の経費見込みは約 410.8 億円、年平均額は約 13.7 億円となり、30 年間で約 45.1 億円の縮減が見込まれます。

なお、インフラ資産の今後 30 年間の維持管理・更新等に係る対策実施後経費 410.8 億円のうち、上下水道を除いた道路、橋りょう、漁港、公園施設の経費見込みは約 94.3 億円となります。これらに対する財政許容額は 86.2 億円と想定され、現在の試算結果と比べ 8.1 億円の不足が発生します。

※財政許容額は、総務課作成の「令和 5 年度収支見通し」を参考に設定しました。

図表 17 インフラ資産の今後 30 年間（2053 年：R35 まで）の維持管理・更新等に係る経費



5.3 維持管理・更新等に係る経費の整理

前述した試算結果をまとめると「図表 18・19」のとおりとなります。

今後 10 年間においては、改修や更新といった施設整備費が 156.7 億円程度と想定されます。これらの事業については、国や県の補助金、また各基金や地方財政措置のある地方債等を効果的に活用して財政負担の軽減に努め、住民が安全かつ快適に利用できる公共施設の持続を目指します。

なお、今後 10 年間においては臨時財政対策債を含め、これまで改修等を行ってきた地方債に加えて今後発行する予定の地方債を合わせると、年間の地方債償還額は最大 11 億円程度となる見込みです。

事業費を平準化するために地方債の発行を続けていけば、人口減少と高齢化が進んだ厳しい財政状況の中で地方債償還額のピークを迎えることが想定されることから、引き続き「地方債償還額」に着目したチェックを行いつつ、財政負担の軽減に努めます。

図表 18 公共施設等の今後 30 年間（2053 年：R35 まで）の維持管理・更新等に係る経費
(百万円)

区分	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	未対策の 場合(⑤)	対策の効果 (④-⑤)
建築物	16,989	11,684	5,864	34,537	37,942	-3,405
インフラ資産	9,475	5,579	26,030	41,084	45,594	-4,510
合計	26,464	17,263	31,894	75,621	83,536	-7,915

図表 19 公共施設等の今後 10 年間（2033 年：R15 まで）の維持管理・更新等に係る経費
(百万円)

区分	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)
建築物	5,892	3,847	5,083	14,821
インフラ資産	3,158	1,884	4,855	9,897
合計	9,050	5,731	9,937	24,718

15,668

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

6.1 計画策定年度及び改訂年度、計画期間

本計画は平成28年度（2017年3月）に初版を策定し、令和5年度（2024年3月）に第3版として改訂しました。また、本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和35年度（2053年）までの30年間としています。

なお、本計画は公共施設等に関する方針・方向性を定めるものであることから、社会情勢の変化や各個別施設計画の更新等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

6.2 取組体制と情報管理・共有方策

6.2.1 全庁的な取組体制の構築

本計画を展開するにあたり、部署間にまたがる案件や予算編成等の財政的な検討など、役割分担や連携・調整が必要となるため、全庁的な協議の場を設け進めていきます。

6.2.2 情報管理と共有

従来までの財産管理に加え、公共施設等の基本情報や管理運営状況の情報をデータベース化して管理するとともに、定期的に更新することとします。

また、現状では施設類型ごとに各部署において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことから、改修事業等に対する事前調査や工事手法等の情報についても共有化するとともに、担当職員の育成、能力向上を図っていきます。

6.3 現状や課題に関する基本認識

6.3.1 公共施設等の改修、更新等について

本町では、昭和40年代から50年代にかけて様々な行政需要に対応するため、多くの公共施設等を整備してきましたが、建設後40年近くが経過し老朽化してきたため、順次、大規模改修等が必要となっています。そのため、今後、これら公共施設等の改修・更新費用の財源を確保することが必要となります。

また、更新等費用の試算においては、長寿命化対策等を行わず従来と同様の水準で公共投資を継続していくとすると379.4億円が必要であり、財政許容額の313億円と比較すると今後30年間に公共施設建物については66.4億円の財源が不足することになります。このため、極端に増嵩する時期が生じるなど町の財政を圧迫し、他の行政サービスの執行にも影響を及ぼす可能性があります。

このことから、集中する改修等費用の総額の縮減と年間費用額の平準化を引き続き検討する必要があります。

6.3.2 インフラ資産について

上水道については、1970年代創設当初の約10年間と下水道整備に併行した1988年（S63）から約25年間に管路や施設整備が集中しています。また下水道についても1988年（S63）から2004年（H16）までに集中しています。今後、道路や橋りょう、公園等を含めたインフラ施設が順次更新時期を迎えるため、集中する改修等費用の総額の縮減と年間費用額の平準化を各個別計画に基づき検討する必要があります。

6.3.3 人口減少・少子高齢化について

本町では、人口が平成10年（1998年）をピークに微減傾向に転じるとともに、児童生徒数は昭和59年（1984年）のピーク時に比べ約60%にまで減少しています。さらに、生産年齢人口（15～64歳）及び構成割合が減少する一方、老年人口（65歳以上）及び割合は増加しています。このような人口減少と少子高齢化の傾向は、今後も進むと予測されることから、あらためて公共

施設等の在り方を検討する必要があります。

また、人口構成の変化に伴う住民ニーズの変化にも対応する公共施設等の適正な量と質も併せて検討する必要があります。

6.3.4 財政状況について

本町の歳入面においては、長期的な経済の低迷と人口及び生産年齢人口の減少等に伴い、町税や地方交付税収入等の一般財源の減少が予想されます。

一方、歳出面においては、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費や医療・介護関係特別会計への繰出金の増加や子育て支援施策経費の増加及び施設管理費などの物件費の増加傾向が続いています。そのため、財政の柔軟性を示す経常収支比率は、1993年（H5）には64.9%であったものが、2022年（R4）には93.3%まで上昇し、財政の硬直化が進んでいます。

この財政の硬直化により、建設工事などの臨時的経費に充当できる一般財源に余裕がなくなり、今後必要となる公共施設の改修や更新費用に不足が生じることが見込まれます。

また、建設当時に確保できた国や県からの補助金、地方債などの確保が困難と見込まれることから、新たな財源確保策や改修等費用を含めた使用料等の受益者負担金のあり方についても検討する必要があります。

6.3.5 行政改革の取り組みについて

行政改革の基本方針にもあるように、常に財政状況を中・長期的な視点に立ち収支バランスに留意し、財政の健全性を確保しなければなりません。

そのためには、住民の視点に立って業務を点検・評価し、継続的に見直していくことが必要であり、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政サービスの範囲を見極めることが重要です。

このため、公共施設の管理についても施設機能更新の優先順位を見極め、住民ニーズにあった機能の見直しを行い、効率的な行財政システムの確立を図る必要があります。

6.3.6 情報共有と担当職員の技術経験の継承について

一般的なRC造の建築施設の耐用年数が60年、その内20年周期で中規模、大規模な改修工事等が必要となってきました。一方、担当職員には異動が伴い、改修等工事の経験の継承が十分できていない状況にもあります。

今後も大規模改修等の工事が集中することから、工事監督職員の養成に必要な研修や経験職員の技術継承などを制度化する必要があります。

また、個別施設ごとの履歴台帳の見直しと全庁的な集約管理を徹底する必要があります。

6.3.7 近隣自治体との連携について

現在、本町ではし尿処理及び粗大ごみや不燃ごみ、ペットボトル及びプラごみ処理、並びに火葬業務について、稲美町と共同で専用施設を設置し管理運営に当たっています。

また、ごみ焼却業務について令和3年度までは単独で運営していましたが、令和4年度からは高砂市、加古川市、稲美町とともに可燃ごみ、粗大ごみや不燃ごみの広域処理を進めています。

同様に、広域での公共施設サービスの相互利用も運用が進んでいます。今後も、人口減少等も考慮し、これらの公共施設サービスも含め、他の近隣自治体等との広域連携について引き続き取り組む必要があります。

6.3.8 住民の合意形成について

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が特に重要となります。住民の方々にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示されることがあります。見直しにあたっては、十分な話し合いと時間をかけての合意形成が必要となります。

6.4 公共施設等管理に関する基本方針

本町の公共施設等の改修・更新及び管理運営を計画的・効率的に実施し、住民の方々が安全かつ快適に利用できるよう、以下の点を基本的な方針と位置づけ公共施設等のマネジメントを推進していきます。

基本方針 1 施設総量の適正化

本町の人口は今後減少傾向となることが想定されています。また、既存施設については更新等の時期を迎えることから多額の更新費用が見込まれます。このような中、公共施設を適切に維持管理して運営するためには、様々な費用が必要となるため、人口や人口構成の変化、投入できる財源などを勘案して適切に調整することが必要です。

このため、公共施設の改修や更新の際には住民ニーズを把握しながら、時代に合わなくなった機能などを整理し、現状に見合った施設総量の適正化を図ります。

基本方針 2 施設の適正保全と機能向上の推進

存続が決定した公共施設に関しては、適正な維持管理を行い長期利用に努めます。

具体的には、問題が起きてから対応する事後対応型の維持管理から、問題の発生前に改修等を行い、施設を長期間利用する予防保全型の維持管理へと転換します。

また、公共施設に求められる機能は、時間の経過や社会の変化とともに向上していきます。このため、施設改修においては住民ニーズを的確にとらえ、耐震性などの安全対策、段差解消などのバリアフリー対策、太陽光発電設備を設置するといった環境・省エネ対策など、公共施設に求められる機能に即した改修工事を推進します。

基本方針 3 管理運営の効率化

公共施設等の維持管理においては、施設の改修だけでなく日々の光熱水費や点検保守といった費用も必要です。このような維持運営コストの縮減に向けて、業務改善や官民連携手法の導入、既存施設の活用によるライフサイクルコストの縮減などを進めます。

また、効率的な管理運営のため、個別施設の工事や点検の履歴を適切に更新していくとともに、全庁的に集約管理を行います。

そのほか、これまで記載したような公共施設マネジメントの取り組みは、施設の工事や維持管理に関する知識を有した職員がいなければ、効果的に実施できないと考えられます。このため、特に工事監督職員の養成に向けた取り組みを進めます。

6.5 公共施設等管理の実施方針

基本方針1についての実施方針

6.5.1 統合や廃止の推進方針

公共施設の改修や更新にあたっては、住民ニーズを把握の上、施設の利用・運営状況や今後の人口変化、代替サービスの可能性などについて検証し、施設機能を整理するなど施設の在り方について見直しを行います。

これにより「用途(機能)変更」や「廃止」、また近隣自治体との「広域連携」などを実施し、現状に見合った施設総量としていきます。

6.5.2 公的ストックの活用方針

統廃合や整理によって発生した余剰地や廃止した施設等は、活用方法を検討の上、賃貸や売却処分等を行い、将来的に維持していく施設の維持管理や整備の財源として活用を図ります。

6.5.3 インフラ資産の管理方針

インフラ資産は、住民生活や経済活動の基盤となる役割を担っていることから、量の縮減は困難となります。また、それぞれの施設が担う目標や状況に違いがあることから、施設別の方針を定めてマネジメントを行います。

【上下水道について】

上下水道については、施設や設備の縮小・最適化などにより、更新時の投資の合理化を最大限に行います。また、更新時に耐久性の高い材料などを採用して修繕回数を減らすとともに、予防保全の視点から計画的にメンテナンスを行うことで物理的に使用可能な期間を延ばし、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【道路・橋りょうについて】

道路については、日常点検や道路パトロール及び地域要望等を一元管理し、危険個所の早期発見を行うとともに、複数年にわたる修繕計画に基づいた効率的かつ適正な舗装等の維持管理を進めます。

橋りょうについては、着実な橋りょう点検を実施して適切な補修対策につなげ、安全に利用できる橋りょうを維持します。

【漁港について】

漁港については、背後地に住宅地等があることや、台風時期に波浪の影響が大きいため、日常的な点検・保守・修繕を行うとともに、計画的な改修等を実施して長期間使用に努めます。

【公園施設（遊具・工作物等）について】

公園は幅広い世代の住民が利用する施設であり、住民が安全に安心して公園を利用できるよう、定期的な巡回や日常の点検・保守・修繕を行うとともに、計画的に改修等を行いながら利用者が安心して快適に利用できるよう努めます。

特に、事故につながるおそれのある遊具等においては優先的に改修等を行います。

基本方針2についての実施方針

6.5.4 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型の維持管理の実現に向けては、施設の状況を適切に把握し、計画的にメンテナンスすることが必要であることから、定期的な点検や診断を行うとともに、施設ごとの個別計画等を定めて計画的な改修や更新を実施します。

6.5.5 長寿命化等の実施方針

公共施設等を長期間利用していくため、構造躯体の耐久性に影響を及ぼす箇所の改修（長寿命化改修）を重点的かつ計画的に実施します。また、長寿命化改修にあたっては、その機能を社会的に求められる水準へと可能な範囲で向上します。

なお、本町の公共建築物では、基本となる建替周期を60年とし、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば改修工事を行って80年まで長期使用しコストの削減を図ります。

6.5.6 安全確保の実施方針

これまで、対象となる施設の安全確保に関して、専門的な分野については外部委託等を利用しながら対応し、軽易な部分については担当職員や指定管理先職員により実施しています。

今後は、後述する「点検・診断等」と同様に、定期的に標準化した安全項目点検を実施し、緊急度に応じて対応することとします。

6.5.7 耐震化の実施方針

これまで、対象となる施設に関しては、全ての施設について耐震診断を実施し、要改修施設については耐震改修と耐震補強を実施してきました。

今後も、引き続き耐震化を図るため、天井脱落等非構造部材の耐震対策についても検証し、必要な対策を講じていきます。

また、インフラ資産についても、資産の重要度を踏まえ耐震化に努めます。

6.5.8 ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるように、公共施設等の改修・更新等の際には、播磨町バリアフリー基本構想や兵庫県福祉のまちづくり条例等の基準に基づく整備のほか、住民ニーズや施設の状況を踏まえながらユニバーサルデザイン化を推進します。

6.5.9 脱炭素化の実施方針

公共施設等の長寿命化や更新にあたっては、エネルギー効率の高い設備を導入するとともに、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を検討し、脱炭素化を推進します。

基本方針3についての実施方針

6.5.10 点検・診断等の実施方針

これまで、対象となる施設の点検・診断に関しては、各担当部署で外部委託等により定期的又は必要に応じて実施してきました。

今後は、これまでの点検・診断結果とそれに対する修繕・改修内容結果のデータベース化に取り組み、本計画の見直しや施設の維持管理に反映していきます。

また、定期的に標準化した点検を実施し、点検内容、時期等を整理するとともに、全庁的な情報共有を進めます。

6.5.11 民間活力の活用方針

限りある財源の中で、多様化する行政需要に対応するため、PPP/PFI等による民間の資金やノウハウを活用することが社会資本の整備を促進する有効な手段となっています。

公共施設等においても施設の整備や維持管理・運営などにおいて、他団体の事例等も参考に

しながら、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に検討します。

また、現在、指定管理者制度を適用している施設については、再度、役割分担を徹底確認するとともに、現状分析を行い、必要に応じ見直しを進めます。

6.5.12 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があつてはじめて実行に移すことが可能となります。そのため、部署間にまたがる案件や予算編成等の財政的な検討など、役割分担や連携・調整が必要となるため、全庁的な協議の場を設けて進めていきます。

今後も大規模改修等の工事が集中することから、工事監督職員の養成に必要な研修や経験職員の技術継承などの制度化を進めます。

また、予算編成及び執行段階において、常に経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の共有化を図っていきます。

6.5.13 フォローアップの実施方針

本計画は、本町における公共施設等の更新等に関する基本的な方針を示すものと位置づけ、上位計画である「播磨町総合計画」の下、総合計画に係る実施計画や予算編成時の事業計画と連携・調整を図りながら計画を推進することから、定期的に進捗状況を確認します。

また、インフラ資産の長寿命化計画や公共施設の個別計画等と調整しながら、必要に応じて見直しを進めるものとします。

6.6 施設保有量について

本町においては、コンパクトな町域に各施設がバランスよく配置されています。また、それぞれの施設規模に相応な機能を持った行政サービスが提供されていることから、当面は現在の施設数を維持することとします。

一方、現況整理のとおり人口減少や少子高齢化の進展に伴う財政等の問題、また施設の老朽化など公共施設を取り巻く将来的な課題に対応するため、歳出を見直して不足を補いつつ、用途（機能）変更や廃止等を検討するなど公共施設等の維持管理の適正化を進めます。

第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

7.1 建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本的な方針

7.1.1 市民文化系施設

中分類	施設名
集会施設	中央公民館及び附属棟 東部コミュニティセンター 野添コミュニティセンター 南部コミュニティセンター 西部コミュニティセンター
現状	
・中央公民館の分館として4つのコミュニティセンターを配置しています。 ・中央公民館は建築後46年、東部コミセンは48年、野添コミセンは45年、南部コミセンは29年、西部コミセンは24年が経過しています。 ・災害時の自主避難所に指定しています。 ・指定管理者による管理運営を行っています。 ・令和2年度(2020年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・地域のコミュニティ活動の拠点施設、また災害時の自主避難所でもあることから、適切な点検・保守・修繕により安全確保を図り、計画的な改修工事等を実施し、長期間使用に努めます。 ・東部コミュニティセンターについては、バリアフリー化改修の課題があることや雨漏りが頻繁に発生して躯体の老朽化が進んでおり、長寿命化改修によるメリットが少ないと予想されることから、令和3年度(2021年度)より建替え整備に係る検討に着手しています。	

7.1.2 社会教育系施設

中分類	施設名
図書館・博物館等	図書館 郷土資料館
現状	
・図書館は建築後41年が経過しています。 ・図書館は指定管理者による管理運営を行っています。 ・郷土資料館は、建築後39年が経過しています。 ・郷土資料館は、国指定史跡である大中遺跡を含む大中遺跡公園内に位置し、隣接する兵庫県考古博物館とともに公開・管理する役割を担うとともに、参加体験型施設として設置運営しています。 ・令和2年度(2020年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・図書館は、老朽化状況や住民ニーズ等を考慮し、必要な改修等を実施しながら長期間使用に努めます。 ・郷土資料館は、適切な点検・保守・修繕を行うとともに、機能向上や住民ニーズを考慮し、計画的な改修等工事も実施し長期間使用に努めます。 なお、建設後に発掘・提供された郷土資料の展示方法について検討が必要となっていることから、建物内・外部の単純な改修だけでなく、展示内容を含む施設のリニューアル検討を進めます。	

7.1.3 スポーツ・レクリエーション系施設

中分類	施設名
スポーツ施設	総合体育館及び付属棟2棟 はりまシーサイドドーム 秋ヶ池運動場管理棟
現状	
・総合体育館は建築後44年、はりまシーサイドドームは20年、秋ヶ池運動場管理棟は27年が経過しています。 ・総合体育館南側では、平成28年度(2016年度)から「うみえーる広場」を供用開始しています。 ・秋ヶ池運動場には、陸上競技用具を保管する管理棟があります。 ・指定管理者による管理運営を行っています。 ・令和2年度(2020年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・総合体育館は老朽化の状況や住民ニーズ等を考慮し、必要な改修等を実施しながら長期間使用に努めます。 ・はりまシーサイドドームは一部老朽化が進んでおり、個別施設修繕計画に基づき外壁等の改修を実施し長期間使用に努めます。 ・秋ヶ池運動場管理棟は、適切な点検・保守・修繕を行います。	

7.1.4 産業系施設

中分類	施設名
産業系施設	ゆうあいプラザ
現状	
・ゆうあいプラザは建築後26年が経過しています。 ・指定管理者による管理運営を行っています。 ・主に加古郡広域シルバー人材センターが利用しています。 ・令和2年度(2020年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・施設については、日常的な点検・保守・修繕を行うとともに、機能向上や住民ニーズを考慮し、計画的な改修等工事を実施し長期間使用に努めます。	

7.1.5 学校教育系施設

中分類	施設名
学校	播磨小学校 蓮池小学校 播磨西小学校 播磨南小学校 播磨中学校 播磨南中学校
現状	
・ 建築後の経過年数は、播磨中学校南校舎が 63 年、播磨小学校南校舎が 55 年になるなど築 30 年以上の施設は全体の約 9 割ですが、平成 30 年度(2018 年度)作成の教育施設長寿命化計画のもと計画的な維持管理や改修等を実施しています。また、給食室については、平成 28 年度(2016 年度)作成の学校給食施設整備計画のもと、各中学校との親子方式に対応した施設の改築が令和 3 度(2021 年度)に完了しています。 ・ 躯体の耐震化及び大規模な吊り天井等の落下防止対策は完了しています。 ・ 全ての学校を避難所に指定しています。 ・ 全小学校に学童保育所を併設しています。 ・ 放課後や休日に、小中学校の運動場や体育館等を開放しています。	
方針	
・ 日常的な点検・保守・修繕を行うとともに、計画的な改修等工事を実施し長期間使用に努めます。	

7.1.6 子育て支援施設

中分類	施設名
幼稚園・認定こども園	播磨幼稚園 蓮池幼稚園 播磨西こども園
幼児・児童施設	播磨小学校第 1 学童保育所 蓮池小学校学童保育所(3 棟) 播磨西小学校第 1 学童保育所 播磨南小学校学童保育所 北部子育て支援センター 南部子育て支援センター
現状	
・ 幼稚園はいずれも全面改修、建替えを行っており、改修・建替え後の平均の経過年数は平均で約 12 年と比較的新しい施設です。 ・ 子育て支援施設は、蓮池小学校第 1 学童保育所が建築後 26 年経過しているものの、平均では約 15 年と比較的新しい施設であり、全て低層で面積も小規模な施設です。 ・ 一部の学童保育所は、校舎の教室を活用して実施されています。 ・ 学童保育所は全て指定管理者による管理運営を行っています。 ・ 令和 2 年度(2020 年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・ 幼児等の利用施設である特性を考慮し、適切な点検・保守・修繕を行います。	

7.1.7 保健・福祉施設

中分類	施設名
高齢福祉施設	福祉会館 デイサービスセンター 福祉しあわせセンター
保健施設	健康いきいきセンター
現状	
・福祉会館は建築後 42 年、その他 3 施設は平均約 31 年が経過しています。 ・デイサービスセンター、福祉しあわせセンター、健康いきいきセンターともに、平成 12 年(2000 年)の介護保険制度及び平成 15 年(2003 年)の障害者福祉制度の導入前に整備したものです。 ・福祉会館を除く 3 施設は、指定管理者による管理運営を行っています。 ・令和 2 年度(2020 年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・当該 4 施設については、今後の高齢化の進展や住民ニーズを見極めながら、統合再編等も含め施設のあり方について引き続き検討していきます。 ・適切な点検・保守・修繕を行うとともに、機能向上や住民ニーズを考慮し、計画的な改修等工事を実施します。また、指定管理者と連携し維持管理費の縮減にも取り組みます。	

7.1.8 医療施設

中分類	施設名
医療施設	セフレ播磨メディカルフロア
現状	
・建築後、21 年が経過しています。 ・本施設は、平成 14 年度(2002 年度)に建築された集合住宅の 2 階フロアを町が公益床として購入し、民間の医療機関を誘致する運用を行っています。 ・使用料等と同様に賃貸料の定期的な見直しが必要です。	
方針	
・建物の適切な維持管理について、管理組合と連携し取り組みます。 ・賃借人とともに適切な点検・保守・修繕を行い長期間使用に努めます。	

7.1.9 行政系施設

中分類	施設名
庁舎等	役場第1庁舎 役場第2庁舎 第2庁舎公用車車庫
消防施設	加古川市東消防署播磨分署
現状	
- 第1庁舎は、昭和47年度(1972年度)に現在の位置に新築され、その後、昭和54年度(1979年度)、昭和63年度(1988年度)に増築し現在に至ります。経過年数は、当初建築から51年が経過しています。 - 行政事務の最重要施設であり、計画的に大規模改修や機能向上対策を施していますが、スペースの確保が課題となっています。 - 第2庁舎は、平成10年度(1998年度)に新築され、経過年数は26年となります。 - 播磨分署は平成12年度(2000年度)に新築し、現在、加古川市東消防署が管理運用しています。 - 令和2年度(2020年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
- 役場庁舎については、平常時には行政サービス施設の拠点として、災害時には防災拠点となることから、災害時にも機能を維持できるよう適切な点検・保守・修繕を行い維持管理に努めます。 - 多様化する行政ニーズに対応するためのスペース確保が課題となっていることから、建替えを含めた庁舎のあり方検討を行います。 - 播磨分署については、災害発生時に迅速な対応を行うため、加古川市と協議しながら日常的な点検・保守・修繕と計画的な改修等を行います。	

7.1.10 公営住宅

中分類	施設名
公営住宅	町営住宅
現状	
- 昭和59年度(1984年度)に建築し、39年が経過しています。 - 規模は1棟、12戸となっています。 - 修繕等に備えるため基金を設置し、積み立てを行っています。 - 令和2年度(2020年度)作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
日常的な点検・保守・修繕を行うとともに、計画的な改修等工事を実施し長期間使用に努めます。	

7.1.11 公園

中分類	施設名
公園	であい公園パークセンター 石ヶ池公園パークセンター 蓮生庵 望海公園管理棟
現状	
・町が保有する公園には、規模等に応じパークセンター（管理棟）や便所、倉庫等を設置しています。 ・望海公園管理棟を除く3施設は、建築年から平均で約18年が経過しています。 ・都市公園等13施設については、指定管理者による管理運営を行っています。 ・日常の点検・保守・修繕は指定管理者が実施しており、長寿命化等に係る点検・調査や小修繕以外の改修更新は町が行っています。 ・公園内の建築物については、令和2年度作成の個別計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・定期的な巡回や日常の点検・保守・修繕を行うとともに、計画的に改修等を行いながら利用者が安心して快適に利用できるよう努めます。	

7.1.12 供給処理施設

中分類	施設名
供給処理施設	塵芥処理センター 播磨町可燃ごみ中継センター
現状	
・塵芥処理センターについては、建築後32年が経過しています。 ・令和4年度(2022年度)、2市2町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）による広域ごみ処理施設が高砂市に整備されました。また、これにあわせて、播磨町可燃ごみ中継センターを整備しています。 ・塵芥処理センターは、播磨町可燃ごみ中継センターの事務所として活用しています。 ・隣接地には、2町（稲美町、播磨町）が事務の共同処理を行う、し尿処理施設及び粗大ごみ、不燃ごみ等の中継施設があります。	
方針	
・塵芥処理センターの施設について、今後のあり方を検討するとともに、当面は、適切な点検・保守・修繕を行い維持管理に努めます。 ・播磨町可燃ごみ中継センターについては、日常的な点検・保守・修繕を行うとともに、計画的な改修等工事を実施し長期間使用に努めます。	

7.2 インフラ資産の管理に関する基本的な方針

7.2.1 道路

中分類	施設名
道路	町道
現状	
・現在、一般道路 実延長 119,432m、道路面積 784,302 m²を保有しています。 ・令和4年度(2022年度)作成の舗装長寿命化修繕計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・道路については、日常点検や道路パトロール及び地域要望等を一元管理し、危険個所の早期発見や複数年にわたる修繕計画を作成し、優先順位を設定するなど効率的かつ適正な舗装等の維持管理に努めます。	

7.2.2 橋りょう

中分類	施設名
橋りょう	橋りょう
現状	
・現在、橋りょう 本数 51 橋、実延長 581m、橋りょう面積 3,731 m²を保有しています。 ・令和4年度(2022年度)作成の道路橋長寿命化修繕計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・全ての橋りょうにおいて着実な橋りょう点検を実施し、適切な補修対策につなげ安全性と信頼性を確保します。	

7.2.3 上水道

中分類	施設名
上水道施設	第3浄水場 第2配水池 第3配水池 管路
現状	
・第3浄水場は、建築後45年、第2配水池は35年、第3配水池は25年が経過しています。 ・管路は、1970年代創設当初の約10年間で下水道整備に併行した昭和63年(1988年)から約25年間に整備が集中しており、現在、管路は延長約197kmを保有しています。 ・平成30年度(2018年度)作成の水道事業経営戦略のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・上水道は、住民生活や経済活動の基盤となる役割を担っており、下水道施設とともに欠かせないものです。そのため、更新時に耐久性の高い材料などを積極的に採用することで長寿命化を図るとともに、予防保全の視点から計画的にメンテナンスを行います。このことにより安全で良質な水を供給しながら、物理的に使用可能な期間を延ばすことによって財政負担の軽減と平準化を図ります。	

7.2.4 下水道

中分類	施設名
下水道施設	本荘雨水ポンプ場 管路
現状	
・本荘雨水ポンプ場は、建設後 29 年が経過しています。 ・管路は、昭和 63 年(1988 年)から平成 16 年(2004 年)にかけて集中して整備しており、現在、管路は延長約 147 k mを保有しています。 ・本荘雨水ポンプ場については、平成 28 年度(2016 年度)作成の長寿命化計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。また、下水道施設については、平成 30 年度(2018 年度)作成の下水道事業経営戦略のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・下水道は、住民生活や経済活動の基盤となる役割を担っており、上水道施設とともに欠かせないものです。管路についてもストックマネジメント計画に基づく計画的なメンテナンスを行い、使用可能な期間を延ばすことによって財政負担の軽減と平準化を図り、更新時には投資の合理化を最大限行います。	

7.2.5 漁港

中分類	施設名
漁港施設	阿閉漁港 古宮漁港
現状	
・阿閉漁港は海岸線の総延長が 589.5m、古宮漁港は 702mとなっています。それぞれ昭和 40 年代に整備されています。 ・平成 29 年度(2017 年度)作成の長寿命化計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・背後地に住宅地等があることや、台風時期に波浪の影響が大きいため、日常的な点検・保守・修繕を行うとともに、計画的な改修等工事を実施し長期間使用に努めます。	

7.2.6 公園施設（遊具・工作物）

中分類	施設名
公園施設 (遊具・工作物等)	
現状	
・現在 37 の都市公園、約 35.67ha を保有しています。 ・平成 25 年度(2013 年度)作成の長寿命化計画のもと、計画的な維持管理や改修等を実施しています。	
方針	
・公園は幅広い世代の住民が利用する施設であり、住民が安全に安心して公園を利用できるよう、定期的な巡回や日常の点検・保守・修繕を行うとともに、計画的に改修等を行いながら利用者が安心して快適に利用できるよう努めます。 - 特に、事故につながるおそれのある遊具等においては優先的に改修等を行います。	

播磨町公共施設等総合管理計画

播磨町役場 都市基盤部 営繕課
兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号
電話 : 079-435-0355 F A X : 079-435-3398

